

議 長 日程第2「議案第1号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは細部説明をしたいと思います。1枚おめくりください。松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。この2つの条例を一括して改正させていただきますが、これは昨年、人事院勧告に伴いまして国のほうで2つの法律、地方公務員の育児休業等に関する法律、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されまして、これが昨年28年12月2日に公布されております。施行は1月1日でございます。その地方公務員の育児休業等に関する法律で改正された部分で、どういったことかといいますと、それは育児休業等の対象たるこの範囲が見直され、拡大されたという部分で、特別養子縁組の監護期間、特別養子縁組を結ぶ際に6カ月以上の試験養育期間のようなものが設けられます。その期間もこの範囲に入れなさいということでございます。それと、養子縁組里親に委託されている子をその範囲に加えなさいと。これもやはり養子縁組することを前提として、里親制度というのがありますが、その里親に委託しているその期間もこの範囲にいなさいということの部分でございます。それが1つでございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の部分においては、これまで介護休業というのは取得する場合にその期間1回だけだったものを、その期間であれば3つの期間に分けて取得することを可能といなさいということ。

それと3つ目でございますが、介護のための所定労働時間の短縮措置。これは現在、育児休業等で当町の職員も取得しておるわけですが、例えば4時に帰って保育園に迎えに行く時間というのを確保するとか具体的にはそういうことですが、それを介護においても1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることにする制度でございます。この3つのことを条例改正の中でさせていただいているものでございます。

それでは3枚ほどおめくりいただきまして参考資料、これで御説明申し上げたいと思います。まず、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。まず第1条の関係でございますが、つらつらと書いてあるんですが、この第1条（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）ということの中で表現しているのが、対象になる子供の範囲を見直す部分が表現されておるものでございます。

次のページをお願いいたします。2ページで表現していますのは、要介護者という表現に、それまで「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」という言い方を、要介護者にかかるというところの、失礼しました。「日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」というところの、日常生活を営むのに支障がある者というものを「要介護者」という表現に変えた部分の記載の変更でございます。

続けて次のページ、3ページ中段から中の下ですね。（休暇の種類）以下のところ、第11条で「介護時間」というのがつけ加わっておりますが、これは介護時間短縮措置にかかる部分で、以下、次のページにわたってありますが、その部分、読まさせていただきますと一番上ですが、「要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間」とありますが、これが先ほど言った2番目の一期間を3つの期間に分けること、さらに、その4ページ目の中段から下、（介護時間）の中で、「介護時間は、職員が」ということで1日の勤務時間の中の一部を2時間の範囲内で取得することができるということが表現されておるものでございます。

続きまして、松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例と

いうことの第2条の関係ですね。5ページのところです。これも職員の育児休業に関する条例の中でも、この範囲についての見直しの部分を表現させていただいてございます。

おめくりいただきまして参考資料の6ページでございます。6ページについては第2条の3のところを第2条の4と、これ条ずれの関係であるわけですが、これもですね、内容的には同じでございますが、表現の仕方を変更させていただいて、「死亡した場合」「養子縁組等により職員と別居することとなった場合」以下、今回のこの範囲を広げた部分についての表現をさせていただいているものです。表現の仕方を変えたという部分の変更でございます。以下、次のページも同様なところでございます。

ページをおめくりいただきまして、9ページになります。第3条の関係です。（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）というところの10ページになりますが、これについても養子縁組によってという部分を養子縁組里親という新しい、「養子縁組里親」という言葉に置きかわった部分での表現の変更ということで御理解いただければと思います。

最終11ページについても第4条の関係ですが、これはやはりそういった言葉の変更ということで御理解いただければと思います。

本文に戻りまして5ページの最下段ですが、附則でございます。附則、（施行期日等）「この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び第2条の規定による改正後の松田町職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する」と。これは法律の施行日に合わせたことでございます。「ただし、第3条の規定による改正後の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び第4条の規定による改正後の松田町職員の育児休業等に関する条例は、同年4月1日から施行する」と。次に（経過措置）ということですが、これは1月1日に施行された部分について、既に介護休暇等をとった職員がいた場合には、その期間がまだ1日以降にあれば、新たに3回の取得ができるという部分を経過措置として設けているものでございます。現在これに該当する職員はございません。

議

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。